

別 添

瀬戸内海の一部の全窒素及び全燐に係る環境基準の
暫定目標の見直しについて

(答 申)

平成15年2月28日

中央環境審議会

播磨灘北西部の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成16年度)
播磨灘北西部 (別記1の水域)	海域	直ちに達成	

(別記)

1. 相生市金ヶ崎と兵庫県西島手繰干崎を結ぶ線、同地点と香川県小豆島藤崎を結ぶ線、同地点と岡山県猪ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

備讃瀬戸の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成16年度)
水島港区 (別記1の水域)	海域	直ちに達成	
水島地先海域 (別記2の水域)	海域	直ちに達成	
箕島町地先海域 (別記3の水域)	海域	直ちに達成	
備讃瀬戸(イ) (別記4の水域)	海域	直ちに達成	
備讃瀬戸(ロ) (別記5の水域)	海域	直ちに達成	
備讃瀬戸(ハ) (別記6の水域)	海域	直ちに達成	

(別記)

1. 倉敷市川崎製鉄株式会社敷地東南端と同市宮の鼻南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2. 倉敷市灯籠崎南端と岡山県上濃地島北端を結ぶ線、同地点と同県大濃島東端を結ぶ線、同地点と同県イザノロジ島南端を結ぶ線、同地点と同県上水島北端を結ぶ線、同地点と同県下水島北端を結ぶ線、同地点と同県寄島南端を結ぶ線、同地点と同県寄島町青佐鼻東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、水島港区に係る部分を除いたもの
3. 福山市鋼管町13番南端と同市箕沖町108-2東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
4. 玉野市出崎と香川県井島ヘラガ崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダツダカ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と高松市長崎鼻を結ぶ線、倉敷市灯籠崎南端と香川県本島東端を結ぶ線、同地点と坂出市砂弥島北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
5. 倉敷市灯籠崎南端と香川県本島東端を結ぶ線、同島カブラサキ鼻と同県広島東端を結ぶ線、同島西端と岡山県真鍋島東端を結ぶ線、同島南端と同県六島北端を結ぶ線、同島南端と同地点から南西方5,900mの地点(北緯34度16分59秒、東経133度30分56秒。以下「A点」という。)を結ぶ線、同地点と広島県宇治島南端を結ぶ線、同島西端と福山市狐崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、水島港区、水島地先海域及び箕島町地先海域に係る部分を除いたもの
6. 坂出市砂弥島北端と香川県本島東端を結ぶ線、同島カブラサキ鼻と同県広島東端を結ぶ線、同島西端と岡山県真鍋島東端を結ぶ線、同島南端と同県六島北端を結ぶ線、同島南端とA点を結ぶ線、同地点と香川県三崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

燧灘東部の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成16年度)
燧灘東部 (別記1の水域)	海域	直ちに達成	

(別記)

1. 香川県三崎と伊予三島市関谷鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

燧灘北西部の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成16年度)
燧灘北西部 (別記1の水域)	海域	直ちに達成	

(別記)

- 1 . 福山市狐崎と愛媛県高井神島宮ノ越鼻を結ぶ線、同島金ノ鶴鼻と今治市大崎を結ぶ線、広島県安芸津町赤崎と同県大崎上島尾辺ヶ鼻を結ぶ線、同島観音鼻と愛媛県波方町梶取鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

広島湾西部の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成16年度)
大竹・岩国地先 海域 (別記1の水域)	海域	直ちに達成	
広島湾西部 (別記2の水域)	海域	直ちに達成	

(別記)

1. 大竹市小方1丁目1543-1南端と恵川河口南方1,400mの地点(北緯34度14分19秒、東経132度13分48秒)を結ぶ線、同地点と革籠崎の西方2,600mの地点(北緯34度13分56秒、東経132度14分47秒)を結ぶ線、同地点と小瀬川河口右岸から東2,000mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口右岸から東2,200mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2. 広島県鱈浜鼻と同県巖島聖埼を結ぶ線、同島センゴ鼻と同県西能美島豪頭鼻を結ぶ線、同県東能美親休鼻と山口県情島黒崎鼻を結ぶ線、同地点と同県屋代島瀬戸ノ鼻を結ぶ線、同島明神鼻と同県瀬戸山鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、大竹・岩国地先海域に係る部分を除いたもの

響灘及び周防灘の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成16年度)
洞海湾 (別記1の水域)	海域	直ちに達成	
響灘及び周防灘 (イ) (別記2の水域)	海域	直ちに達成	
響灘及び周防灘 (ロ) (別記3の水域)	海域	直ちに達成	
響灘及び周防灘 (ハ) (別記4の水域)	海域	直ちに達成	
響灘及び周防灘 (ニ) (別記5の水域)	海域	直ちに達成	
響灘及び周防灘 (ホ) (別記6の水域)	海域	直ちに達成	

(別記)

1. 北九州市北防波堤、同防波堤東端と同市小倉北区西港町96番地の3から北東400mの地点を結ぶ線、同地点と北九州市小倉北区西港町96番地の3を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2. 小野田市本山岬と同地点から南1,000mの地点を結ぶ線、同地点と山口宇部空港南西端から南方800mの地点(北緯33度54分56秒、東経131度8分3秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北東方2,800mの地点(北緯33度55分56秒、東経131度17分16秒)を結ぶ線、宇部市大字西岐字黒崎1430番地の1と同地点から南西方750mの地点(北緯33度56分10秒、東経131度17分35秒)を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
3. 山口県山陽町大字郡5565番地の1南西端と同地点から南4250mの地点を結ぶ線、同地点と小野田市大字小野田字港7524番地の8南西端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
4. 下関市火ノ山下潮流信号所と北九州市門司崎灯台を結ぶ線、同市網ノ鼻と同地点から南東方22,100mの地点(北緯33度48分19秒、東経131度11分45秒。以下「B点」という。)を結ぶ線、同地点と同地点から東方20,600mの地点(北緯33度48分19秒、東経131度24分58秒。以下「C点」という。)を結ぶ線、同地点と宇部市黒崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、響灘及び周防灘(イ)及び響灘及び周防灘(ロ)に係る部分を除いたもの
5. 北九州市網ノ鼻とB点を結ぶ線、同地点とC点を結ぶ線、同地点と大分県西国東郡香々地町長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
6. 下関市網代崎と北九州市八幡崎を結ぶ線、下関市火ノ山下潮流信号所と北九州市門司崎灯台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、洞海湾に係る部分を除いたもの

